

2020年度 秋～冬学期 成績評価に関する講評

科目名	刑法基礎2
担当教員名	豊田兼彦

I 成績評価の基本方針

(1) 成績評価の割合

期末試験 80%、平常点 20%

(2) 期末試験の採点の方針

評価区分ごとに採点し、その合計点で評価した。評価区分と配点については、別紙参照。

採点にあたっては、問題文の事実を正しく把握しているか、論点を把握しているか、論点の解決に必要な範囲で法解釈論を正しく展開しているか、問題文の事実を法規範に当てはめて結論を矛盾なく導いているかに注目した。

2 期末試験の出題の趣旨

別紙参照。

3 期末試験の答案についての講評

出題形式を近時の司法試験論文式試験（刑法）のそれに合わせたが、全体としては、これに的確に対応できており、内容的にも概ね書けていた。80%以上の得点率の答案も少なからずあった。

ただし、一定数の答案に共通する問題点がいくつかあった。その主なものを記しておく。個別の評価等については、答案に記された評価区分ごとの得点及びコメントを参照すること。

〔設問1〕について

- ・本件図書の所有者は甲であることから、本件図書は、刑法235条（以下「刑法」は省略）だけでは「他人の」財物（「他人が所有する」財物）に当たらない。そこで、242条の適用により「他人の」財物とみなされないか、242条の「占有」とはどのような意味か、という点が問題となるが、このことを正しく理解し、的確に示した答案が少なかった。
- ・占有説（の一般的なもの）は、構成要件該当性を広く認めつつ、結論の妥当性を違法性阻却の段階で調整する見解であるが、違法性阻却の点を踏まえない答案が多かった。
- ・占有説の立場から違法性阻却を検討する際に、その判断基準を示さないものが多かった。
- ・占有説の立場から違法性阻却を検討する際に、返却期限がどれくらい過ぎていたか、返却の督促があったか、どの程度の督促であったか、甲の取戻しが具体的にどのような態様の行為であったかを検討しない答案が多かった。
- ・本権説は、占有者の占有が所有権その他の本権に基づくものであるかを問題とする立場であるにもかかわらず、その点を検討しないで、行為者（本問では甲）に所有権がある（占有者に所有権がない）ことだけを理由に窃盗罪の成立を否定した答案がいくつかあった。
- ・合理的理由のある占有説（修正本権説）の立場から占有に合理的理由があるかを検討する際に、単に返却期限が過ぎていたことを指摘するにとどまり、返却期限がどれくらい過ぎていたか、返却の督促があったか、どの程度の督促であったかを検討しない答案があった。
- ・設問で問われていることや設問の条件について、的確に対応できていない答案があった。

〔設問 2〕 について

- ・ 暴行といえるためには身体的接触が必要か否かが問題となるところ、この点に気づいて解答したものが極めて少なかった。
- ・ 予見と予見可能性を区別できていない答案が少なからずあった。
- ・ 設問で問われていることや設問の条件について、的確に対応できていない答案があった。

〔設問 3〕 について

- ・ 建造物の一体性の論点に気づかない答案、この論点の理解が不十分な答案が少なからずあった。
- ・ 放火行為の意義と当てはめを示さない答案が多かった。
- ・ カーテンが建造物の一部か、そうでないとすればそれはなぜかを的確に示している答案が少なかった。
- ・ 焼損の検討の際に、有毒ガスの発生や壁の広範囲にわたる剥落を踏まえない答案が少なからずあった。
- ・ 設問の指示に従って、甲に本件建物内に人がいることの未必的な認識があったことを前提として検討した場合、甲に本件建物について現在性の認識があり、現住建造物等放火罪の故意を認めることができるが、この点に言及した答案は極めて少なかった。

4 成績分布（期末試験の評点と平常点による成績評価をする科目にあっては最終成績の分布）

S	4 %	1 人
A	1 8 %	5 人
B	4 6 %	1 3 人
C	3 2 %	9 人（以上、1 0 0 % 2 8 人）
F	—	7 人（うち、期末試験を受験しなかった者 2 人）
計	—	3 5 人

5 その他